元障第450号

令和元年（2019年）９月12日

指定福祉型障害児入所施設の長

指定医療型障害児入所施設の長　様

　指定発達支援医療機関の長

長野県健康福祉部障がい者支援課長

就学前障がい児の発達支援の無償化への対応について（通知）

　標記の件については、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）が改正され、令和元年10月１日サービス提供分より、一定の年齢の就学前障がい児について、障害児入所支援に係り保護者が支払う利用者負担額（契約により利用する場合）又は徴収金の一部（措置により利用する場合）が無償化されます。

　ついては、指定福祉型障害児入所施設、指定医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関（以下、「入所施設」といいます。）におかれては、別添「施設等利用給付事務等の実務フロー」等も参照の上、下記のとおりご対応いただきますようお願いします。

記

１　無償化の概要

（１）無償化対象となるサービス

　　　児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、**福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設（指定発達支援医療機関を含む）**

（２）無償化対象となる期間

　　　満３歳になって初めての４月１日から小学校入学までの３年間

※具体的には下表右欄の生年月日の児童が、左欄のサービス提供時期において無償となります。

|  |  |
| --- | --- |
| **サービス提供時期** | **対象児童の生年月日** |
| 令和元年（2019年）10月１日～令和２年（2020年）３月31日 | 平成25年（2013年）４月２日　～平成28年（2016年）４月１日 |
| 令和２年（2020年）４月１日～令和３年（2021年）３月31日 | 平成26年（2014年）４月２日　～平成29年（2017年）４月１日 |

　※就学猶予（免除）の対象児童については、年齢に関わらず小学校就学の始期に達するまで無償化の対象となります。

（３）無償化対象となる費用の範囲

　①契約により利用する場合

　　入所給付決定保護者が支払う利用者負担額

　　※おやつ代や食費や**医療費**等については無償化の対象外となります。

　　※医療型の入所施設を利用しており**医療型個別減免**を受けている場合には、福祉部分（様式第10号「入所受給者証」に負担上限月額の記載があるもの）のみが無償化対象となり、医療部分及び食費部分（様式第11号「障害児入所医療受給者証」に負担上限月額の記載があるもの）については無償化の対象外です。

　②措置により利用する場合

　　保護者が支払う徴収金の一部

　　※食費や医療費等については無償化の対象外となります。

２　入所施設における対応等

（１）契約により入所している児童について

　　　以下及び別添「施設等利用給付事務等の事務フロー」p.37のとおり対応してください。

①対象の児童に対する周知について

　　　　現在入所している無償化対象児童の保護者に対しては県からも周知を行っておりますが、入所施設においても、現在入所をしている、又は新たに入所をする対象児童の保護者に対して、別添１「入所周知用チラシ」を適宜ご活用いただき周知を行っていただきますようお願いします。

②対象児童の判断について

　　　・受給者証**更新前**

　　　　　令和元年９月30日時点で既に受給者証が発行されている児童については、制度開始当初は受給者証に無償化対象となることが表示されていません。

この場合においては、上記１（２）を参考に、児童の生年月日により、入所施設において無償化の対象となるかを判断してください。

なお、判断に困る場合には支給決定を行った保健福祉事務所へ確認をしてください。

　　　・受給者証**更新後**等

　　　　　新規発行又は受給者証の更新により、おおむね令和元年10月１日以降に受給者証が発行された児童については、別添２「入所受給者証更新後（表記例）」のとおり、「（二）入所給付決定の内容」の「特記事項」欄に無償化対象児童であること及び無償化の期間が記載されます。

なお、「負担上限月額」欄については、受給者証更新後も本来の負担上限月額（無償化対象でないと仮定した場合の世帯の所得に基づく負担上限月額で、０円、9,300円、37,200円等）が記載されますので、必ず「特記事項」欄により確認してください。

③国民健康保険団体連合会への請求方法について

　　　　別添３「入所請求明細書（例）」のとおり、「利用者負担額②」及び「決定利用者負担額」の項目に０円を設定して請求することで、従来保護者に対して請求をしていた利用者負担額部分についても国民健康保険団体連合会から施設に支払いがされます。

「利用者負担額①」の項目については、受給者証の「負担上限月額」欄に記載の本来の負担上限月額（無償化対象でないと仮定した場合の世帯の所得に基づく負担上限月額で、０円、9,300円、37,200円等）を設定してください。

④無償化対象外となる費用の保護者への請求について

　　　　利用者負担額以外の費用（食費や医療費等）については、無償化の対象外であるため、引き続き保護者に請求をしてください。

（２）措置により入所している無償化対象児童について

　　　別添「施設等利用給付事務等の事務フロー」p.37のとおり、措置により入所している対象児童については、県が措置入所児童の保護者から徴収する徴収金の一部が無償化の対象となりますが、施設において行う事務手続きに原則として変更はありません。

３　その他

（１）無償化にあたっては、施設からの新たな届出等や保護者の新たな手続き等は不要です。

（２）無償化の対象となるのは令和元年10月支払分からではなく、令和元年10月サービス提供分からです。

（３）無償化に関する資料については県ＨＰにも掲載があります。

　　ホーム > 健康・医療・福祉 > 障がい者福祉 > 障害福祉サービス > 障害福祉サービス事業者向

　　け情報 > 障害福祉サービス事業者の皆さまへ > 障害児施設の指定申請様式 > ３－１.就学前の

障がい児の通所・入所支援の無償化に関する資料について

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kenko/shogai/shogai/joho/jigyosha/shisetsushite.html#musyouka>

長野県健康福祉部障がい者支援課施設支援係

（課長）髙池　武史

（担当）

　・契約による利用に関すること　栗原　悠

　・措置による利用に関すること　高橋　洋行

電話：026-235-7149（直通）

FAX：026-234-2369

E-mail：shogai-shien@pref.nagano.lg.jp

長野県健康福祉部障がい者支援課施設支援係

（課長）髙池　武史　　（担当）栗原　悠

電話：026-235-7149（直通）

FAX：026-234-2369

E-mail：shogai-shien@pref.nagano.lg.jp